附則第十二条中「二十九年新地方税法」を「三十一年新地方税法」に、「二十九年旧地方税法」を「三十一年旧地方税法」に改める。

附則第十三条中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に、「二十九年新地方税法」を「三十一年新地方税法」に改め、「含む」の下に「。以下この条において同じ」を加え、「十九分の十」を「十七分の十九」に、「十九分の九」を「十七分の七」に改め、同条に次の一項を加える。

2　平成三十二年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間における三十一年新地方税法附則第九条の十五の規定により読み替えて適用される三十一年新地方税法第七十二条の百十四から第七十二条の百十六までの規定の適用については、三十一年新地方税法附則第九条の十五の規定により読み替えて適用される三十一年新地方税法第七十二条の百十四第一項及び第七十二条の百十五第一項中「二十二分の十」とあるのは「二十一分の十」と、三十一年新地方税法附則第九条の十五の規定により読み替えて適用される三十一年新地方税法第七十二条の百十四第二項及び第七十二条の百十五第二項中「二十二分の十二」とあるのは「二十一分の十一」とする。

附則第十四条中「附則第一条第二号」を「附則第一条第三号」に改める。

附則第十六条中「平成二十九年度分」を「平成三十一年度分」に、「平成二十八年度分」を「平成三十年度分」に改める。

附則第二十二条中「平成二十九年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同条を附則第二十三条とする。

附則第二十一条のうち特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第二十四条の改正規定中「百分の十九・五」を「百分の二十・八」に改める。

附則第二十一条を附則第二十二条とし、附則第十七条から第二十条までを一条ずつ繰り下げ、附則第十六条の次に次の一条を加える。

（第五条の規定による地方交付税法の一部改正に伴う経過措置）

第十七条　第五条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成三十二年度分の地方交付税から適用し、平成三十一年度分までの地方交付税については、なお従前の例による。

附則に次の二条を加える。

（特別会計に関する法律の一部改正）

第二十四条　特別会計に関する法律の一部を次のように改正する。

第二十四条中「百分の二十・八」を「百分の十九・五」に改める。

（前条の規定による特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二十五条　前条の規定による改正後の特別会計に関する法律の規定は、平成三十二年度分の予算から適用する。

（地方税法の一部改正）

第二条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

附則第五条の四の二第一項中「平成四十一年度」を「平成四十三年度」に、「平成三十一年」を「平成三十三年」に改め、同条第四項中「平成三十一年」を「平成三十三年」に、「平成四十一年度」を「平成四十三年度」に、「平成三十一年」を「平成三十三年」に改め、同条第九項中「平成三十一年」を「平成三十三年」に改める。

附則第四十五条第一項中「字句は、」の下に「それぞれ」を加え、同条第三項中「平成三十一年」を「平成三十三年」に改め、同条第四項中「字句は、」の下に「それぞれ」を加え、同条第六項中「平成三十一年」を「平成三十三年」に改める。

（地方税法等の一部を改正する等の法律の一部改正）

第三条　地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の次に次の一条を加える。

第一条の二　地方税法の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項第四号中「、第四十二条の十二の四及び第四十二条の十二の五（第一項から第六項まで、第十項から第十二項まで、第十四項及び第十六項を除く。）」を「及び第四十二条の十二の四」に改め、同項第四号の三中「、第六十八条の十五の五及び第六十八条の十五の六」を「及び第六十八条の十五の五」に改める。

第三百二十一条の十一の二第一項中「第六十六条の四第十七項第一号」を「第六十六条の四第二十一項第一号」に、「第六十六条の四の三第十一項及び第六十七条の十八第十項」を「第六十六条の四の三第十四項及び第六十七条の十八第十三項」に改める。

第五十五条の三第一項中「第六十六条の四第十七項第一号」を「第六十六条の四第二十一項第一号」に改める。

第五十五条の四第一項中「第六十八条の八十八第十八項第一号」を「第六十八条の八十八第二十二項第一号」に、「第六十八条の百七の二第十項」を「第六十八条の百七の二第十三項」に改める。

第五十五条の五第一項中「第六十八条の八十八第十八項第一号」を「第六十八条の八十八第二十二項第一号」に改める。

第七十二条の二第一項中「第六十六条の四第十七項第一号」を「第六十六条の四第二十一項第一号」に改める。

第七十二条の三第一項中「第六十六条の四第十七項第一号」を「第六十六条の四第二十一項第一号」に改める。

第七十二条の三十九の三第一項中「第六十六条の四第十七項第一号」を「第六十六条の四第二十一項第一号」に改める。

第七十二条の三十九の四第一項中「第六十八条の八十八第十八項第一号」を「第六十八条の八十八第二十二項第一号」に、「第六十八条の百七の二第十項」を「第六十八条の百七の二第十三項」に改める。

第七十二条の三十九の五第一項中「第六十八条の八十八第十八項第一号」を「第六十八条の八十八第二十二項第一号」に改める。

第二百九十二条第一項第四号中「、第四十二条の十二の四及び第四十二条の十二の五（第一項から第六項まで、第十項から第十二項まで、第十四項及び第十六項を除く。）」を「及び第四十二条の十二の四」に改め、同項第四号の三中「、第六十八条の十五の五及び第六十八条の十五の六」を「及び第六十八条の十五の五」に改める。

第三百二十一条の十一の二第一項中「第六十六条の四第十七項第一号」を「第六十六条の四第二十一項第一号」に、「第六十六条の四の三第十一項及び第六十七条の十八第十項」を「第六十六条の四の三第十四項及び第六十七条の十八第十三項」に改める。

第三百二十一条の十一の三第一項中「第六十八条の八十八第十八項第一号」を「第六十八条の八十八第二十二項第一号」に、「第六十八条の百七の二第十項」を「第六十八条の百七の二第十三項」に改める。

附則第八条第九項中「第四十二条の十二の四及び」を「第四十二条の十二の二及び第四十二条の十二の四」に、「及び」を「及び第四十二条の十二の二」に改め、同条第十項中「第六十八条の十五の五及び第六十八条の十五の六」を「第六十八条の十四から第六十八条の十五の三まで及び第六十八条の十五の五」に、「及び第六十八条の十五の六」を「及び第六十八条の十四から第六十八条の十五の三まで」に改め、同条第十一項及び第十二項を削り、同条第十三項を同条第十一項とする。

附則第八条の二第一項中「第十六項を除く。）」を「第四十二条の十二の四」に改める。

附則第九条第十項中「（ガス事業法第二十二条第一項又は第二十二条の二第一項（これらの規定を同法第三十七条の八において準用する場合を含む。）の規定による届出をしたものに限る。）」を削り、「同法第二条第十二項」を「ガス事業法第二条第四項」に、「同条第七項に規定する大口供給」を「ガスの供給」に、「当該大口供給」を「当該ガスの供給」に改める。

第五十五条の二第一項中「第六十六条の四第十七項第一号」を「第六十六条の四第二十一項第一号」に、「第六十六条の四の三第十一項及び第六十七条の十八第十項」を「第六十六条の四の三第十四項及び第六十七条の十八第十三項」に改める。

第五十五条の三第一項中「第六十六条の四第十七項第一号」を「第六十六条の四第二十一項第一号」に改める。

第五十五条の四第一項中「第六十八条の八十八第十八項第一号」を「第六十八条の八十八第二十二項第一号」に、「第六十八条の百七の二第十項」を「第六十八条の百七の二第十三項」に改める。

第五十五条の五第一項中「第六十八条の八十八第十八項第一号」を「第六十八条の八十八第二十二項第一号」に改める。

第七十二条の三十九の二第一項中「第六十六条の四第十七項第一号」を「第六十六条の四第二十一項第一号」に改める。

第七十二条の三十九の四第一項中「第六十八条の八十八第十八項第一号」を「第六十八条の八十八第二十二項第一号」に、「第六十八条の百七の二第十項」を「第六十八条の百七の二第十三項」に改める。

第七十二条の三十九の五第一項中「第六十八条の八十八第十八項第一号」を「第六十八条の八十八第二十二項第一号」に改める。

第二百九十二条第一項第四号中「、第四十二条の十二の四及び第四十二条の十二の五（第一項から第六項まで、第十項から第十二項まで、第十四項及び第十六項を除く。）」を「及び第四十二条の十二の四」に改め、同項第四号の三中「、第六十八条の十五の五及び第六十八条の十五の六」を「及び第六十八条の十五の五」に改める。

第三百二十一条の十一の二第一項中「第六十六条の四第十七項第一号」を「第六十六条の四第二十一項第一号」に、「第六十六条の四の三第十一項及び第六十七条の十八第十項」を「第六十六条の四の三第十四項及び第六十七条の十八第十三項」に改める。

第三百二十一条の十一の三第一項中「第六十八条の八十八第十八項第一号」を「第六十八条の八十八第二十二項第一号」に、「第六十八条の百七の二第十項」を「第六十八条の百七の二第十三項」に改める。

附則第八条第九項中「第四十二条の十二の四及び」を「第四十二条の十二の二及び第四十二条の十二の四」に、「及び」を「及び第四十二条の十二の二」に改め、同条第十項中「第六十八条の十五の五及び第六十八条の十五の六」を「第六十八条の十四から第六十八条の十五の三まで及び第六十八条の十五の五」に、「及び第六十八条の十五の六」を「及び第六十八条の十四から第六十八条の十五の三まで」に改め、同条第十一項及び第十二項を削り、同条第十三項を同条第十一項とする。

附則第八条の二第一項中「第十六項を除く。）」を「第四十二条の十二の四」に改める。

附則第九条第十項中「（ガス事業法第二十二条第一項又は第二十二条の二第一項（これらの規定を同法第三十七条の八において準用する場合を含む。）の規定による届出をしたものに限る。）」を削り、「同法第二条第十二項」を「ガス事業法第二条第四項」に、「同条第七項に規定する大口供給」を「ガスの供給」に、「当該大口供給」を「当該ガスの供給」に改める。